

ご注意ください！

現在、保育所等を利用し次年度も継続して入所(園)を希望する児童についても、全員、書類の提出が必要です。

令和7年度 保育所・認定こども園・幼稚園の入所(園)申込をされる方へ

1 受付期間

利用希望時期	受付期間	決定(内定)時期	
年度当初 (4・5月)	令和6年12月2日(月)～令和6年12月16(月) 上記の期間内に提出された申込を一斉に利用調整します。期間後に提出された申込は、別に調整を行うため3月決定になります。	全ての保育所籍 公立こども園の 幼稚園籍	令和7年2月中旬
		公立幼稚園	令和7年1月下旬
		私立の幼稚園籍	各施設にお問い合わせください。
年度途中 (6月以降)	令和7年4月2日(水)以降から随時受付 利用希望開始月の2か月前の月末までに提出された申込を利用調整します。(利用開始月の前月15日が最終受付) 例) 7/1入所希望 → 5/31が締切	利用希望開始月の前月の10日頃	

2 受付場所

認定区分	施設区分	種 別	受付場所	
1号 (幼稚園籍)	公立幼稚園	新規・継続	希望・利用している施設	※幼稚園は、それぞれの施設に直接連絡して、申し込んでください。 ※令和7年度継続児童のきょうだいで、児童の新規申込をする場合は、きょうだいが現在利用している施設に提出してください。
	公立こども園	新規	子育て支援課	
		継続・転園	利用している施設	
2・3号 (保育所籍)	私立認定こども園	新規・継続	希望・利用している施設	※職場がある等の理由により大洲市外の施設を希望する場合は、利用したい市町の受付期間内に大洲市子育て支援課へ大洲市の申請書を提出してください。
	公立保育所・こども園 私立保育所・認定こども園	新規	子育て支援課	
		継続・転園	利用している施設	
	事業所内保育所	地域枠	子育て支援課	
	小規模保育所	新規	子育て支援課	
		継続・転園	利用している施設	

3 必要な書類

認定区分により提出する書類が違います。**不足書類がある場合は、受付できません。**

認定区分	必 要 書 類
1号 (幼稚園籍)	①教育・保育給付認定(現況)申請書兼入所(園)申込書 ②マイナンバーカード等の個人番号がわかるもの ※マイナンバーカードの場合は③は不要 前年度から継続して教育・保育給付認定を受けている場合、申請書へのマイナンバーの記入は不要です。 ③申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)
2・3号 (保育所籍)	①教育・保育給付認定(現況)申請書兼入所(園)申込書 ②保育の必要性の事由を確認するための必要書類 →「5 保育所籍を利用できる基準」の表、必要書類を参考 ③家庭や児童の状況に応じて必要な書類 ○ひとり親世帯または在宅障がい児(者)のいる世帯 ア ひとり親世帯であることを証明する書類(児童扶養手当等の証書、戸籍謄本等の写しなど1つ) イ 在宅障がい児(者)のいる世帯であることを証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当等の証書の写し) ○令和6年1月2日以降に大洲市へ転入された方に市町村民税の課税証明書の提出をお願いする場合があります。 ④マイナンバーカード等の個人番号がわかるもの ※マイナンバーカードの場合は⑤は不要 前年度から継続して教育・保育給付認定を受けている場合、申請書へのマイナンバーの記入は不要です。 ⑤申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

申請書、必要な証明書等の用紙は、保育所、認定こども園、幼稚園、市役所子育て支援課で配布しています。また、大洲市の子育て支援サブサイト「るるる」からダウンロードできます。

4 教育・保育給付認定区分

保育所等を利用する際には、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります、児童の年齢や保育の必要性等に応じて3つに区分され、利用できる施設が異なります。

区分	年齢	状 況	利用できる施設
1号認定(幼稚園籍)	満3歳以上	2号認定以外で幼稚園での教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園(幼稚園籍)
2号認定(保育所籍)	満3歳以上	保護者の労働や疾病その他の事由で家庭での保育ができない児童	保育所、地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等) 認定こども園(保育所籍)
3号認定(保育所籍)	満3歳未満		

5 保育所籍を利用できる基準

保育所籍を利用できる児童は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の事由」に該当する必要があります。

【保育の必要性の事由】

事 由	保護者の状況	必要書類		注意事項等
就 労	就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働等すべての就労) 1か月64時間以上労働することを常態とすること 目安: 1日4時間、月16日以上の就労	会社等に勤務(常勤・パート等)	就労証明書	・就労証明書は就労先が作成・証明します。 ・入所(園)希望月6か月以内に発行されたもの ・申請中に契約満了又は退職予定の場合、申請時に「就労予定に関する誓約書(求職活動)」も提出。 ・育児休業から復職の場合は、復職後の就労内容、復職予定日等を記載。(職場復帰する月の初日から入所(園)可能)
		内 職		
		自営業	①就労証明書 ②客観的に就労を証明するもの	・(株)、(有)等で法人化している場合、会社等に勤務を参照 ②確定申告の写し、個人事業開業届の写し、会社のチラシやパンフレット等
		農業等	①就労証明書 ②客観的に就労を証明するもの	①備考欄に作付面積、作付内容等を記入 ②確定申告の写し、売上伝票や出荷伝票等
		自営業、農業等の協力者	①就労証明書 ②客観的に就労を証明するもの	②事業主の確定申告の写し、給与等が支払われていることが確認できる書類
妊娠 出産	妊娠中又は出産後間もないこと	母子手帳の写し等 (母親氏名、出産予定日が分かる部分)		期間: 出産予定日2か月前の日が属する月の1日から出産後8週を経過する日が属する月の末日 「妊娠・出産」の事由で新規入所した場合、育児休業があっても退所(園)。
病気 けが 障がい	保護者が疾病、負傷、精神・身体に障がい有している	☐ 診断書(3か月以内に発行されたもの) ☐ 身体障害者手帳等の写し		いずれかひとつ
介護 看護	長期間、疾病の状態、精神・身体に障がいのある親族を常時介護又は看護している	☐ 介護(看護)申立書 ☐ 介護・看護を必要とする旨の診断書(3か月以内に発行されたもの) ☐ 身体障害者手帳コピー ☐ 療育手帳コピー ☐ 精神保健福祉手帳コピー		いずれかひとつ
災害の 復旧	震災・風水害・火災などの復旧にあたっている	公的な罹災証明書の写し		
求職中	求職活動中である(起業準備等を含む)	就労予定に関する誓約書(求職活動)		入所(園)後3か月以内に就労証明書等の提出がない場合は、退所(園)。 年度内、保護者1人につき1回のみ利用可能。
就学	大学、職業訓練校等に通学(通信教育は除く)	☐ 在学証明書又は学生証コピー ☐ カリキュラム(時間割)		就学の期間やカリキュラム等の分かるもの
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	状況を証明するもの		
その他	その他保育が必要である事由であると市が認めた場合	事由を証明する必要な書類		※育児休業中の新規利用はできません。

【育児休業に伴う入所(園)の取り扱いについて】

保護者が育児休業中は、児童を家庭で保育することができない状態ではないため、原則、保育施設への入所は認められません。ただし、既に入所(園)している児童については、発達上環境の変化が好ましくないなどの観点から市が必要と認める場合に、同じ施設でのみ保育の実施継続が可能となります。そのため、実施継続申立てにより入所(園)している児童の転園はできません。また、最長で育児休業対象児童が満1歳になる月末まで継続が可能ですが、満1歳を超えて育児休業期間を延長する場合、年長児以外は退所(園)となります。

6 保育必要量の認定（保育時間）

保育の必要性があると認定を受けた場合（２・３号認定）、保護者の就労時間などの状況に応じ、保育必要量が認定されますが、実際にお預かりする時間は、保護者の就労時間の実態等に応じ必要な時間になります。

区 分	例）認定の事由が「就労」の場合の要件	利用できる保育時間
保育標準時間（最長 11 時間）	原則月 120 時間以上の就労	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分
保育短時間（最長 8 時間）	月 64 時間以上から 120 時間未満の就労	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

7 募集を行う施設

施設種別		乳	延	土	施 設 名	所 在 地	電話番号	保育所籍定員	幼稚園籍定員
公立	認定 こども園	○	○	●	大洲こども園	大洲 810-1	24-2919	150 名	30 名
		○	○	●	東大洲こども園	東大洲 85-1	24-3188	106 名	65 名
		○		●	菅田こども園	菅田町菅田甲 1805-3	25-5163	110 名	6 名
		○		●	長浜こども園 （現：長浜保育所）	長浜甲 466	52-0453	54 名	6 名
		○		●	肱川こども園	肱川町宇和川 65	34-3393	44 名	6 名
	保育所	○		○	喜多保育所	中村 462-2	24-2749	85 名	－
		○		●	新谷保育所	新谷町甲 259-1	25-0600	120 名	－
				●	粟津保育所	八多喜町甲 1253	26-0220	60 名	－
				●	南久米保育所	北只 411	24-3754	40 名	－
				●	徳森保育所	徳森 2632-32	25-4020	120 名	－
		○	○	●	大和保育所	長浜町下須戒 8-2	59-3755	60 名	－
		幼稚園				久米幼稚園	阿蔵甲 579-1	23-2796	－
					平野幼稚園	平野町平地 28	23-2889	－	70 名
					河辺幼稚園	河辺町植松 674	39-2808	－	70 名
私立	認定こども園 （保育所型）	○		○	社会福祉法人認定こども園 五郎保育園	五郎甲 45-1	23-4478	70 名	6 名
	認定こども園 （幼稚園型）	○	○	○	学校法人認定こども園 愛媛帝京幼稚園	新谷甲 2003-1	25-0602	100 名	100 名
	認定こども園 （保育所型）	○	○	○	株式会社認定こども園 悠園	徳森 2217-51	25-3936	90 名	15 名
	認定こども園 （地方裁量型）	○		○	認定こども園 大洲プリスクール	田口甲 386-1	57-9866	20 名	6 名
	保育所	○	○	○	社会福祉法人 大洲乳児保育所	田口甲 2530-1	24-4418	60 名	－
	事業所内保育事業	○		●	喜多医師会病院院内保育室	東大洲 1563-1	25-0551	[地域枠] 6 名	－
	小規模保育事業	○		○	こころ保育園	若宮 483	23-9258	12 名	－

・乳 ⇒ 0 歳児受け入れ（生後およそ 6 か月以降） ・土 ⇒ 土曜一日保育：○、午前のみ：●

・延 ⇒ 延長保育事業〔保育所籍（２・３号認定）のみ利用可〕

保護者の仕事や通勤等やむを得ない理由で、認定された保育時間内の送迎が間に合わない場合、保育必要量の認定区分による設定時間内で、延長してお子さんをお預かりします。（別途料金がかかります。）

大洲こども園・東大洲こども園・大和保育所	午後 7 時 30 分まで
大洲乳児保育所	午後 7 時 00 分まで
愛媛帝京幼稚園・悠園	午後 7 時 00 分まで（土曜日は午後 6 時 30 分まで）
その他の施設（幼稚園以外）	午後 6 時 30 分まで（保育短時間認定の人）

【施設の種類の】

幼 稚 園	満 3 歳から小学校就学の就学前教育を行う施設
保 育 所	就労や妊娠・出産等により家庭で保育することができない保護者に代わって養護と教育を一体的に行う施設
認 定 こ ど も 園	就労の有無にかかわらず教育・保育を一体的に行い、地域における子育て支援事業を行う施設
事業所内保育事業所	会社や事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもをいっしょに保育する施設 ※ 0 歳から 2 歳児の児童に限られます。（3 歳になった年度末まで）
小規模保育事業所	少人数で、家庭的できめ細やかな保育を行う施設 ※ 0 歳から 2 歳児の児童に限られます。（3 歳になった年度末まで）

8 入所（園）の決定・面接

申込が保育可能な人数を超えた場合、入所調整を行いますので、保育の必要性の程度によっては、ご希望の施設を利用できない場合があります。

入所決定後、新規入所（園）児童、転園する児童については、各施設で面接を行います。

面接日時は、利用承諾書等に同封してご連絡しますのでご確認ください。

9 保育料、給食費



■保育料の算定

保育料は、児童の年齢や保育の必要量、保護者（父母等）合算の市町村民税額をもとに決定します。保育料算定の際に使用する市町村民税額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等をする前の税額で判定します。

なお、未申告等により市町村民税額が確認できない場合は、最高階層による保育料になります。

■保育料の決定時期

保育料は、毎年4月に決定し、9月に改定します。8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により保育料を決定します。

■保育料の無償化

幼児教育・保育無償化の実施に伴い、保育所等の利用者負担（保育料）が無償化の対象となるのは、3歳から5歳の児童（4月1日時点の年齢）、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳の児童です。年度の途中で3歳になっても無償にはなりません。

■保育料の軽減措置

ひとり親等世帯、多子世帯の保育料軽減は、世帯状況や年収により保育料が異なります。

大洲市独自の事業で、第1子等の年齢制限をなくした「大洲市第2子以降保育料無料化事業」の対象となる方は、申請が必要です。

■給食費（食材料費）

給食費について、0歳から2歳の児童は、保育料に含まれています。

3歳から5歳児については、給食費が必要ですが利用施設によって金額が違いますので、各施設にご確認ください。

給食費についても、市町村民税額等による軽減措置、「大洲市第2子以降給食費減免事業」（申請必要）があります。

■納付方法

保育料等の納付先は、利用施設によって異なります。

保育料等を納入期限までに納めていただけない場合は、法令により給与、財産等の差押え処分を行います。

施設	費用	納付先	納付方法
公立の施設	保育料、給食費	大洲市	口座振替、コンビニ、金融機関窓口
大洲乳児保育所	保育料	大洲市	
	給食費	利用施設	※納付方法などは各施設にお問い合わせください。
大洲乳児保育所以外の私立の施設	保育料、給食費	利用施設	

※大洲市へ納付していただく費用は、原則、口座振替でお願いしておりますので、入所（園）決定後、口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。毎月、当月の月末（土・日、祝日等にあたる場合は、直後の金融機関営業日）が口座振替日です。その他の納付方法についても納期限は、当月の月末になります。

10 その他

- ・施設を見学したい場合は、事前に希望施設に電話予約をしてください。
- ・入所（園）前のならし保育はできません。
- ・提出書類は、消えるボールペン、鉛筆等で書かれた場合は無効です。また、ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要であればご自身でコピーをしてから提出してください。
- ・申請後、市外に転出、入所（園）の意思がなくなった、申請の取り下げ、妊娠が判明したなど、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに子育て支援課に連絡してください。連絡がなかった場合は、入所決定等の取り消しを行うことがあります。

【お問い合わせ先】

大洲市役所 子育て支援課（1階） 電話 0893-24-5718 [直通]